旭川市史デジタルアーカイブ編集方針

令和７年（2025 年）３月

旭 川 市

Ⅰ　はじめに

旭川市ではこれまでに三度、市史の編集・刊行を行っている。最初は旭川区史として企画・編集し昭和６年に刊行した『旭川市史稿』（全２巻）、二度目は太平洋戦争前後を含めた新たな史書の制作を企図して昭和３４年から刊行した『旭川市史』（全７巻）、そして三度目が開基１００年記念事業の一環として刊行した『新旭川市史』である。

この『新旭川市史』は、平成５年以降これまでに通史編４巻、史料編３巻、年表索引１巻の全８巻を発刊し、学識経験者等が参画する編集体制のもと、史実の研究や歴史叙述の編さんを重ねてきたが、この体制を維持するには財政や人材確保の面で課題があり、平成２３年度を最後に編さんを休止した。その収録内容は終戦の昭和２０年までとなっており、長い間、編さん事業の再開が望まれていた。

また、これら書籍の市史は、購入又は図書館での閲覧などにより利用できるもので、質量ともに学術的な水準を満たし、主に研究者等によって、史実の確認や研究などの目的で活用されてきたが、情報通信技術が広く生活に浸透した現在においては、持続可能な史資料の管理や、効果的な情報発信へ向けた手法の転換など時代に即した新たな市史編さん事業のあり方が問われていた。

この方針は、これら市史編さん事業における新たな課題認識のもと、地域の歴史が広く知られ、後世へ継承されるとともに、市民の地域への愛着や誇りの醸成を通じて、まちづくりの創造に生かされるよう、利用する人や時間、場所を問わず、歴史に親しめることを目指し、旭川の歴史情報をデジタル化し、インターネット上で公開することとした『旭川市史デジタルアーカイブ』について、その編集の基本的な方向性を示すものである。

Ⅱ　目的

旭川市史デジタルアーカイブの目的は、次のとおりとする。

１　旭川市の歴史を整理するとともに史資料を保存し、市民の財産として後世へ継承する。

２　旭川市民や旭川市に関わる人々の地域への愛着と誇りを醸成する。

３　歴史に根ざした本質的な地域の魅力を発信し、旭川市に対する市外からの関心を高める。

４　歴史を振り返ることで、旭川市の未来のまちづくりにつなげる。

Ⅲ　基本方針

旭川市史デジタルアーカイブは、次の基本方針に基づき編集する。

1　対象とする年代は、先史から現代までとする。

2　年表は、昭和２０年までの内容は既刊『新旭川市史』を参考に整理し、昭和２１年以降の内容は公的な既存年表等をもとに出典を示しながら新たに史実を整理するほか、分類の設定や検索機能により利便性の向上を図る。

3　写真、地図、映像等の史資料は、図書館等が所蔵するもののほか、団体・企業・個人などから収集し、デジタルデータにして保存・公開する。

4　幅広い世代が利用しやすいよう、テキストは平易かつ簡潔に、画像等を多用するなど直感的な伝わりやすさを心がける。

5　市民等が参加する検討会や座談会、インタビュー取材など市民参加の機会を確保するとともに、地域の研究者や教育機関との連携を図る。

6　旭川を形成する要素や特性、その過程を明らかにするとともに、先人の功績を記録するなどして、市民が地域の独自性を再認識できる情報を取り上げる。

7　旭川に住みたい、訪れたい、関わりを持ちたいと思わせる、歴史に根ざした本質的な地域の魅力を発信する。

8　知識の多寡にかかわらず、広く親しまれ、興味が引き出されるような構成とする。

9　デジタルアーカイブの品質水準の維持向上を図るため、適宜評価を行い、利用者からの意見も参考にしながら、企画構成の見直し等を、継続的に実施する。

Ⅳ　構成と内容

旭川市史デジタルアーカイブの構成と内容は、次のとおりとする。

1　基本的要素

⑴　年表

年表は『新旭川市史』を踏襲し、「政治・行政」、「産業・経済」、「社会・文化」、「道内・国内外」の分野に分け、各事項に出典を示す。

⑵　写真・地図・映像

写真や地図等の史資料のデジタルデータには、年代や内容等の説明のほか、所蔵や権利に関する情報を付記する。

⑶　書籍

既刊市史等の書籍をデジタルビューア化し、検索機能等により利便性を高める。

2　発展的要素

基本的要素のほか、人物に焦点を当てたもの、関係者等へのインタビューによるもの、教育現場に活用できるもの、高齢者に向けたもの、防災対策に関するものなどのコンテンツ化を進める。

また、市民からの関心が高く、他に誇れるものや出来事についてテーマ設定し、専門

的な解説や学術的な知見を加え事象を深掘りしながら、基本的要素を補完し歴史上のエピソードや流れが体系的に理解できるようなコンテンツを整備する。

さらに、中長期的な視点として、将来にわたり内容の充実と魅力の向上が図られるよう、学識経験者や専門家、利用者等の意見を踏まえながら、適宜コンテンツ企画やテーマを検討する。

Ⅴ　事業の推進

1　推進体制

市総務部総務課が実施主体となり、システム構築に当たってはデジタルアーカイブに関する専門的知識や経験を有する民間事業者への委託により行う。また、推進力を強化し事業を効果的に進めるため、教育委員会など庁内関連部局との連携体制を構築するほか、学識経験者等から成る懇談会等の助言を求めながら事業を推進する。

ただし、市の機構改革や事務分掌の見直し等により変更する場合がある。

⑴　実施主体

旭川市総務部総務課

進捗管理、事業者及び関係部局との調整、資料収集及び保管、史実の整理等

⑵ 事業者

基本となるシステムの構築、各種コンテンツの制作

⑶ 連携部局

ア 旭川市教育委員会

学校教育部（教育指導課　等）

学校教育現場における活用の検討

社会教育部（旭川市中央図書館、旭川市博物館　等）

史資料の所蔵・共有

イ その他、事業を推進していく上で関連する部局

⑷ 懇談会等

旭川市史デジタルアーカイブ検討会

学識経験者、郷土研究者、学校関係者、公募市民等で構成する懇談会において、編集内容に関する意見交換を行うほか、実施主体への技術的な助言を行う。

2　推進期間

令和６年度に構築した昭和２０年までの年表や写真・地図、既刊書籍等といった基本的要素をデジタルアーカイブシステムの基盤とし、令和７年度から令和９年度までの３年間において、昭和２１年から現代までの年表と史資料のデジタル化、主要コンテンツの整備を集中的に進め、令和１０年度以降は原則前年度のできごとを中心に毎年更新していくものとする。

Ⅵ　将来の歴史研究へ向けて

市史の編集が将来にわたって持続可能なものとなるよう、資料の収集や人材情報の把握に努めながら事業を推進する。

⑴　原資料の保存

デジタル化を終えた写真・地図等の原資料が、劣化や散逸により、失われないよう、適切な所蔵、保管に努める。

⑵　史資料の収集と整理

特に戦後史について新たに史資料を収集するとともに、これら史資料の探索が困難とならないよう、所蔵施設等と連携して情報整理に努める。

⑶　人材情報の収集

市史編集の協力者を確保する観点から、学識経験者や研究者等の知識・経験を有する人材や、情報提供者等の把握に努める。